議案第９号

守口市人材育成基金条例の一部を改正する条例案

守口市人材育成基金条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和５年２月15日提出

守口市長　西　　端　　勝　　樹

記

守口市人材育成基金条例の一部を改正する条例

守口市人材育成基金条例（平成８年守口市条例第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　前	改　正　後
第１条及び第２条　略 （管理） **第３条**　略 以下　略	第１条及び第２条　略 （管理） **第３条**　略 ２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 以下　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。